

(別紙1)

令和6年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称 令和6年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業

2 委託業務の目的

現在国内では、2025年の大阪・関西万博における国内初の空飛ぶクルマ商用飛行をめざし、官民一体となり取組が加速化している。

同時に、安全・安心な運航に必要な専用離着陸場に関する方針を定めたパーティポート整備指針をはじめとした関連諸制度が令和5年度中に一定整備され、より一層運航開始に向けた取組が加速するものと期待されている。

三重県では、以前より空飛ぶクルマを活用したビジネスの創出を通じて地域課題の解決を図り、地方の豊かさを活かした持続可能な地域をめざして取組を進めており、令和5年度の「事業環境整備調査」においては、空飛ぶクルマの旅客サービスの初期、拡大期、成熟期の各フェーズにおける想定ルート・運航規模等を検討した。

このような状況のもと、本業務では、令和5年度に検討した内容をもとに、県内で空飛ぶクルマを活用したビジネスへの参画をめざす県内外の事業者や地元関係者等が、将来的な事業化に向けた課題抽出と解決のための調整・検討を行う「みえ空モビリティ地域実装研究会」(以下、研究会とする)を設置し、県内での将来的な商用運航に向けた議論を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

- (1) 委託期間 契約締結日から 令和7年3月21日(金)まで
- (2) 委託業務の内容 別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 10,381,957円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 参加条件

(1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和6年度『空の移動革命』実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること

- ③ 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）

※共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。

また、上記様式とともに事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付してください。

- イ 提出期限 令和6年7月12日（金）12時（正午）必着（期限厳守）
- ウ 提出先 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課
- エ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵便、民間事業者による信書便もしくは持参にて提出すること。
なお、電子メール、ファクシミリ、郵便、民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をすること。
また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。
- オ 結果通知 令和6年7月26日（金）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 9部

業務仕様書を満たす内容を提案書に記載するとともに、委託業務に関する具体的な特徴や成果が高まる工夫などを提案すること。

- ② 提案書を補足する付属資料 9部

- ③ 本企画提案コンペに関わる見積 9部

見積の様式は任意であり、合計額は「消費税抜き」で記入するものとする。費用積算

の内訳書を詳細に記載し、社名及び代表者名を記載した上、代表者印を押印すること。

なお、提案見積については、代表者印の押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、提案見積の発行責任者及び担当者氏名をフルネームで記載すること。

(発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とする)

イ 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和6年7月31日(水)12時(正午)まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課

エ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便もしくは持参すること

郵便、民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

(3) 選定のための評価基準

ア 企画性

- ・事業の目的を達成するための的確な提案がなされているか。
- ・自社の持つノウハウ等の強みが活かされた特色ある提案がなされているか。

イ 専門性

- ・本事業の目的を達成するための専門的な知見やスキルを有しているか。

ウ 業務推進性

- ・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

エ 経済合理性

- ・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当であるか。

(4) 第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和6年8月8日(木)午後(予定)

(イ) 実施方法 オンライン

- ・ 提出された企画提案書の審査を行うため、以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。
- ・ プレゼンテーションにおける説明は、上記（２）で提出した企画提案資料により行うものとします。

※提案者によるプレゼンテーションの実施については、Z o o mを活用したオンラインで行う予定です。Z o o mの使用が困難な場合は県と事業者とで協議のうえ決定します。

※プレゼンテーションの実施日時・場所等については、第２次審査に参加する全ての者に令和６年７月３１日（水）１７時までに電子メールまたは電話で連絡します。その際に併せてZ o o mの事前接続テストについてもご連絡します（事前接続テストは８月２日（金）を予定しています）。

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- （１）質問の受付期間 令和６年７月８日（月）１７時まで
- （２）質問の方法 ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
 なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。
 また、ファクシミリまたは電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話にて着信の確認を行ってください。
- （３）質問に対する回答
 質問内容に対する回答は、令和６年７月９日（火）に三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の６ヶ月前まで発行したもの）の写し
- （２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- （３）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第４号様式）、または契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類

9 契約方法に関する事項

- （１）契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- （２）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部産業イノベーション推進課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関

係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課
技術革新班 鈴木、三野

電話番号：059-224-2227

FAX 番号：059-224-2078

E-mail：sougyo@pref.mie.lg.jp